

山梨県立富士北稜高等学校 いじめ防止基本方針

2026年4月1日

本校での取り組み

本校では、全ての教職員が「いじめは、人として決して許されない行為であり、どの生徒達にも起こり得ること」を認識し、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。学校、家庭、地域と一体となって継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んで参ります。

校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進め、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっていることを認識し、すべての教職員が理解の上、日々実践して参ります。毎年入学時には、いじめ防止基本方針について説明いたします。

いじめ対策の組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要があります。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められます。本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、校長が任命した「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。また、組織が有効に機能しているかについて、「拡大いじめ対策委員会」にて点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開します。

① いじめ対策委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒会主任、保健主事（特別支援コーディネーター）、各年次主任、養護教諭。必要に応じ関係する職員を加える。

② 拡大いじめ対策委員会の構成員

いじめ対策委員会構成員に学校運営協議会委員、さらにスクールカウンセラー等事案に応じて加える。

いじめ問題への具体的な対策計画

本校では、法の定める組織的対応を実践します。窓口を一本化し、年次を中心とした複数人の教員で情報を共有し対応を検討します。疑わしい事例も含め、全案件に対し組織的に対応します。また、転学等の際の情報共有の重要性を理解し、被害者を徹底的に守り抜く姿勢で対応します。早期発見、早期対応への手立ては以下の通りです。

① いじめ対策委員会の実施計画

隔月（偶数月）末、年間6回を年間行事予定に設定。緊急性のある案件は即実施する。

② 拡大いじめ対策委員会

年2回、学校運営協議会開催時に実施し、計画・点検・評価を行う。また、必要時は、臨時招集により瞬時に対応する。

③ いじめアンケートの実施

年間3回（6月、10月、2月）実施する。記名方式、保護者認識確認、回答しやすい内容の工夫のため毎年見直す。内容の如何に問わず、申し出に対しては即時、複数教員による個人面談等内容の確認を行い保護者との連携を図る。

④ 年次会議による情報共有

アンケート実施に合わせ、年次会議においても情報を共有し対策について検討する。

⑤ その他の対策

年2回の教育相談（7月、10月）、QUアンケート（6月、11月）による実態把握。校長、教頭、教務主任、生徒指導主事で情報交換会を毎週実施する。様々な諸問題、生徒の日頃の様子等の情報交換を行い、いじめについての未然防止、早期発見、早期対応に努める。また、担任は生徒の日頃の変化に注意し、積極的な個人面談を行い実態把握に努める。生命の危機や犯罪につながるような危険性が疑われる場合は、警察等外部機関と積極的に連携して対応する。

以上、「いじめ防止対策推進法」を踏まえた国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、ならびに「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」のもと、真摯に取り組みます。特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応します。